

雇用保険手続における押印の廃止に伴い、 一部手続き時に身分証のご提示が必要となりました

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇労働関係の手続を除く雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。これに伴い、一部の手続については身分証のご提示が必要となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

身分証のご提示が必要となる手続

再交付関係手続

- ・雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書
- ・育児休業給付・雇用継続給付にかかる再交付申請

事業所情報提供手続

- ・雇用保険適用事業所情報提供請求書

※ 雇用保険被保険者数お知らせはがきによる被保険者リストの発行の場合、別途委任状が必要です。

※ 委任を受けた代理人であることが確認できない場合、提出された申請書の内容について、事業主へ確認を行う場合や、別途委任状を求める場合があります。

本人確認書類の一覧

事業主

名刺、社員証、その他官公署から発行された身分証明書（運転免許証、住民票の写し）等

事業所の従業員

名刺、社員証、事業主が任意様式で作成した事業所の職員であることを証明する書類等

委任された社会保険労務士

名刺、社会保険労務士証票、社会保険労務士会会員証、その他官公署から発行された身分証明書等

本請求を委任された社会保険労務士の営む社会保険労務士事務所（法人含む）の従業員

上記委任された社会保険労務士に係る確認書類の写し、当該社会保険労務士事務所の従業員であることを確認できる名刺等

上記以外の代理人

官公署から発行された身分証明書等、（本人分に係る再交付申請の場合）本人の身分証明書（写し可）と委任状が別途必要です。

※ 郵送による申請の場合も、身分証明書の写しを同封してください。